

那須塩原市第1及び第2一般廃棄物最終処分場  
管理運営包括的業務委託仕様書

令和7年10月

那須塩原市

## 目次

第1章	総則	1
第2章	費用の分担	4
第3章	管理業務	5
第4章	受託業務の引継等	8
第5章	その他	8

### (別表)

別表第1	施設の概要
別表第2	費用負担区分表
別表第3	建築物及び建築設備費用負担区分表
別表第4	浸出水の水質検査項目と測定頻度
別表第5	処理水の水質検査項目と測定頻度
別表第6	地下水の水質検査項目と測定頻度
別表第7	処理水のダイオキシン類測定頻度
別表第8	地下水のダイオキシン類測定頻度
別表第9	放射性物質汚染対処特措法に基づく放射線量測定
別表第10	リスク分担表
別表第11	委託料の変更基準表

### (添付資料)

添付資料1	浸出水処理実績、ユーティリティー実績
添付資料2	整備実績（第1及び第2最終処分場）
添付資料3	図面（全体配置図、フローシート）
添付資料4	放射線量測定箇所
添付資料5	植栽管理範囲
添付資料6	機械警備範囲
添付資料7	被覆施設平面図
添付資料8	第2処分場浸出水処理施設棟平面図①
添付資料9	第2処分場浸出水処理施設棟平面図②
添付資料10	第1処分場水処理施設平面図①
添付資料11	第1処分場水処理施設平面図②

## 第1章 総 則

業務名 那須塩原市第1及び第2一般廃棄物最終処分場管理運営包括的業務委託

履行場所 那須塩原市西岩崎 331 番地 1

履行準備期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日

履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

### （目 的）

第1条 この仕様書は、那須塩原市（以下「市」という。）が発注する那須塩原市第1及び第2一般廃棄物最終処分場（以下「市最終処分場」という。）の別表第1の処分場施設概要に示す敷地内に現存する施設、設備、構造物及び植栽等の維持管理、保守点検及び焼却残さ等の埋め立て覆土業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （一般的事項）

第2条 受託者は、本業務の公共的重大性及び特殊性を念頭におき、住民の公衆衛生の向上と良好な生活環境を保全するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、ダイオキシン類特別措置法、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「放射性物質汚染対策措置法」という。）及びその他関係法令を遵守するとともに、処理施設機能を十分達成できるよう、誠実に本業務を履行すること。

### （疑義の解決等）

第3条 本仕様書に定める事項に質疑が生じた場合及び業務の遂行にあたり不明な事項が発生した場合、受託者は市と十分な打合せ、または協議を行って、業務の遂行に支障のないように努めること。

### （秘密の保持）

第4条 受託者は、本業務で知り得た事項及び情報等を、履行期間終了後も含めて他に漏らしてはならない。

2 受託者は、本業務で得た情報及び資料等を場外に持ち出してはならない。ただし、市に書面をもって承諾を得た場合はこの限りではない。

### （提出書類）

第5条 受託者は、契約締結日から14日以内に次の書類を市に提出すること。

- （1）業務着手届
- （2）業務管理責任者届・運転管理責任者届
- （3）本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の名簿

- (4) 職務分担表
  - (5) 緊急連絡届
  - (6) 業務の執行に必要な有資格者の経歴書
  - (7) 業務実施計画書
  - (8) 履行準備実施計画書
  - (9) その他、市が必要と認める書類
- 2 前項第7号の業務実施計画書については、次の事項について記載し、市の承認を受けること。
    - (1) 運転管理に関する事
    - (2) 焼却残さ等の管理及び覆土に関する事
    - (3) 修繕工事に関する事
    - (4) 環境測定に関する事
    - (5) 施設維持管理に関する事
    - (6) その他、市が必要と認める事項
  - 3 提出した書類の記載事項を変更しようとするときは、変更届により事前に市の承認を受けること。
  - 4 受託者は、毎月の業務完了時に月間業務完了報告書を市に提出すること。
  - 5 受託者は、履行期間が満了したときは、業務完了届を市に提出すること。

(業務管理責任者)

第6条 受託者は、次の要件を満たす業務管理責任者を配置すること。

- (1) 土木施工管理技士1級及び管工事施工管理技士1級の資格を有する者。
- 2 業務管理責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。
    - (1) 本業務の責任者として、業務全体の指導監督を行うこと。
    - (2) 業務従事者の技術向上に努めること。
    - (3) 契約書、仕様書及び現場内容等を熟知し、業務を遂行すること。
    - (4) 市との連絡を緊密にし、本業務を適正円滑に遂行すること。

(運転管理責任者)

第7条 受託者は、履行着手時において次の要件を満たす運転管理責任者を配置すること。

- (1) 一般廃棄物最終処分場技術管理者の資格を有する者。
  - (2) 一般廃棄物最終処分場における浸出水処理施設の包括的業務委託（修繕業務を含む）において、運転管理責任者の経験を継続的に3年以上有する者。
  - (3) 酸素欠乏危険作業主任者及び車両系建設機械運転技能講習修了者の資格を有する者。
- 2 運転管理責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。
    - (1) 現場管理の責任者として、運転員の指導監督を行うこと。
    - (2) 運転員の技術向上に努めること。
    - (3) 契約書、仕様書及び現場内容等を熟知し、現場を巡視すること。
    - (4) 業務管理責任者との連絡を緊密にし、現場管理業務を適正円滑に遂行すること。

(業務従事者)

第8条 本業務の業務従事者は2名以上とする。ただし、業務従事者は次の要件を満たすこと。

- (1) 酸素欠乏危険作業主任者及び車両系建設機械運転技能講習終了者の資格を有する者
- 2 受託者は、業務従事者の氏名、年齢、経歴、資格、配置計画などは業務実施計画書に記載すること。
- 3 受託者は、業務従事者に対する労務管理及び衛生管理について、すべての責任を負うものとする。
- 4 受託者は、業務の質的向上を図るため、各種研修を受講させるなど業務従事者の資質・技術向上に努めること。
- 5 受託者は、業務従事者に安全かつ清潔で統一した服装をさせ、態度等についても部外者より指摘をうけることがないようにすること。
- 6 受託者は、やむを得ず業務従事者の交替を行う場合は書面により市へ通知するものとする。
- 7 業務従事者が、本業務に著しく不相当と認められるとき、市は受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。
- 8 前項の規定による要求があったとき、受託者は当該要求に係る事項について決定を行い、要求を受けた日から10日以内に市に通知すること。

(日報及び月報)

第9条 受託者は、業務に関し次に掲げる報告又は記録を速やかに市に提出すること。

- (1) 業務執行状況等を記録した業務日報及び業務月報
- (2) 機器運転日報及び機器運転月報
- (3) 機器点検報告書等
- (4) 各機関への提出報告書等

(再委託の禁止)

第10条 受託者は、本業務を自ら行うものとし、他の者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ書面により市の承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 受託者は、前項ただし書きによる市の承認を受けようとする場合は、再委託を受ける者の名称、業務範囲（業務の一部のみとし、主要な部分は除く。）及び再委託を受ける者に対する指導、監督方法について、市に書面で届出をすること。
- 3 前項の規定により、市の承諾を得て業務を行っている場合においても、第8条第7項の規定を準用する。

(関連工事の調整)

第11条 受託者は、本業務を行う場所及びその付近で行う他の工事又は他の業務がある場合は、市の指示に従い、当該工事の施工者または業務を行う者と十分に業務の調整を行うこと。

(緊急事態の対応)

第12条 受託者は、大雨・台風・地震・その他重大事故等の緊急事態（以下「緊急事態」という。）に備え、従業員を非常招集できる体制を確保すること。なお、非常招集等の詳細は業務実施計画書に記載するものとする。

2 受託者は、緊急事態が発生した場合にはその状況を市に報告すること。なお、緊急時の運転等に対して市が指示した場合は、市の指示に従って運転方法の変更その他対応措置を行うこと。

3 受託者は、業務中に緊急事態が発生したときは、直ちに応急の処置を講じるとともに、事故発生原因、経過及び事故による被害の内容等について市及び関係官庁に速やかに電話等にて連絡し、被害を最小限にとどめること。

4 前項の報告は市に書面で報告するものとする。

（施設の利用・機器・備品の貸与）

第13条 市は、市が指定したものを除き、受託者に施設及び施設内の機器、備品を無償で貸与することができる。

2 受託者は、貸与する備品の使用について、市最終処分場の管理のみに使用するものとする。また、貸与する備品の管理として、使用した備品の状況を記録しておくものとする。

3 受託者は、貸与する施設及び機器、備品を本業務終了時に原状復旧させ、速やかに市に返却すること。

4 受託者は、貸与する施設及び機器、備品に使用上の汚損、毀損、紛失等があった場合には市に弁償すること。

## 第2章 費用の分担

（費用の分担）

第14条 本業務の履行に必要な経費のうち、市または受託者が負担する費用の区分は別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 別表第2及び別表第3に掲げるもの以外の経費が発生した場合は、市と協議するものとする。

（修繕）

第15条 受託者は、業務実施計画書に基づき、修繕工事を実施すること。修繕工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含め、修繕工事の実施結果を取りまとめた報告書を作成し、市へ報告すること。

2 業務実施計画書は、各年度見直しを行い、整備が必要な機器を優先して整備する計画とすること。業務実施計画に含まれない機器についても状況変化を見極め、優先順位の入れ替えを行うこと。著しい経年劣化や消耗にて整備の範囲を超える修繕や機器の更新については、市と協議するものとする。

3 設備等の機能不全又は故障及び偶発的な故障が生じた場合、年間200万円までの小破修繕は受託者の負担とする。年間200万円を超える場合又は1件200万円以上の修繕に関しては、市と協議するものとする。

- 4 小破修繕を実施する際は市に報告すること。また、受託者に責任がある場合は、金額にかかわらず受託者の負担とする。
- 5 各種消耗品（薬品を含む）、燃料の在庫管理において、施設運転管理の工夫・改善により使用量削減となるよう努力すること。なお、事故・災害等の緊急時や不可抗力によって使用量が増加した場合は、別途協議を行うが、それ以外の要因で増加した場合は受託者の負担とする。ただし、工夫・改善により使用量削減が図られた場合については、第33条の費用負担減額の精算対象外とする。

### 第3章 管理業務

（業務の内容）

第16条 本業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 焼却残さ等の受け入れ管理
- (2) 焼却残さ等の埋め立て覆土（中間覆土含む）
- (3) ガス抜き配管の延長  
※上記（1）、（2）及び（3）については第2最終処分場を対象とする。
- (4) 各種設備の運転操作及び監視盤の監視
- (5) 各種機械設備の作動状況、機能の点検調整
- (6) 各種電気設備の作動状況、機能の点検調整
- (7) 各種計装設備の点検調整、記録、指示値の確認
- (8) 水処理設備（各槽内）の機能点検管理
- (9) 各種消耗品（薬品を含む）、燃料の在庫管理
- (10) 各機器の異常、異臭、異常発熱等故障兆候に対する注意と処置
- (11) 軽微補修（材料、部品調達により現場備付工具で修理可能な範囲）
- (12) 各機器の負荷状態に対する注意対策
- (13) 各機器の外部汚損、損傷の報告
- (14) 第22条第1項及び第2項の規定による最終処分場維持管理上必要な各種環境測定
- (15) 第22条第3項の規定による放射性物質汚染対処特措法上必要な放射線量測定
- (16) 機械警備業務（電話回線使用による赤外線機械警備）
- (17) 消防法の規定による消防設備点検業務（第2最終処分場浸出水処理施設）
- (18) 電気事業法の規定による自家用電気工作物保安管理業務  
（第1最終処分場 需要設備容量 125kVA 電圧 6,600V）  
（第2最終処分場 需要設備容量 250kVA 電圧 6,600V）
- (19) 水道法の規定による受水槽点検及び清掃業務（第2最終処分場浸出水処理施設）
- (20) 脱水汚泥搬出業務（本委託内では、脱水設備を運転しないものとする）
- (21) 調整槽内清掃浚渫及び浚渫汚泥の最終処分場への搬出業務
- (22) 年1回の漏水検知システムの定期点検（第1及び第2最終処分場）
- (23) 監視カメラの正常動作確認
- (24) 業務日誌の記録及び報告
- (25) 問合せ及び来客時の初期対応

- (26) 場内の日常清掃（飛散物の清掃を含む）
- (27) 年2回の植栽管理（草刈を含む）
- (28) その他管理に必要な業務全般及び事務
- (29) 青木ポンプ場中継ポンプ及び放流管管理業務

※上記（4）から（28）については特別の記載がない場合を除き、第1及び第2最終処分場の施設を対象とする。

- 2 那須塩原市第1最終処分場の閉鎖が決定した際には、市と受託者で協議を実施し業務の内容を変更する。

#### （業務方法）

- 第17条 受託者は、本業務を行うにあたって、関係法令を遵守し、常に法の基準に適合するよう業務を行うこと。

#### （業務時間）

- 第18条 本業務の時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日」という。）、1月1日から1月3日（以下「年始」という。）を除いた月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市が事前に要請する場合は、週休日、祝日、年始においても、本業務を実施するものとする。
- (2) その他、市が指示したときは、その指示に従うものとする。

#### （各種機器の運転操作等）

- 第19条 受託者は、本業務の履行に必要とする関係法令や、機器の操作説明書など関係書類等を熟知し、その定めるところに従って運転操作に当たること。
- 2 受託者は、各種機器の異常の早期発見のため、施設を巡回し点検（以下「巡視点検」という。）を行うものとする。また、巡視点検は、処理状況及び設備の状況に応じて回数を定め、施設の運転状況を確認するとともに、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、加熱の有無、計器の指示値等に注意し、内容について記録すること。
- 3 受託者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、故障、事故時においても迅速かつ適切に処理できるよう心掛けなければならない。

#### （監視及び記録）

- 第20条 受託者は、市最終処分場の正常な運転状態を維持し、盗難、事故等の発生を防止するための十分な監視を行うこと。
- 2 前項の監視により盗難、事故等を発見した場合は、速やかに市に連絡した後、原因等を究明し、市に書面で報告するものとする。

#### （法定点検及び自主点検）

- 第21条 受託者は、各種法令に基づく点検（以下「法定点検」という。）及び施設的美観・安全・衛生的環境維持のために行う点検（以下「自主点検」という。）を、毎年度計画的に

実施する。

- 2 前項の法定点検及び自主点検は毎年度当初に計画書を作成し、市に提出するものとする。
- 3 法定点検及び自主点検の結果は、実施後速やかに市に書面で報告するものとする。

(環境計測及び対策)

第22条 受託者は、市最終処分場を適切に維持管理するため、埋立地内に溜まった水（以下「浸出水」という。）、浸出水を浸出水処理施設で処理した水（以下「処理水」という。）及びサンプリング井戸から採取した水（以下「地下水」という。）について、廃棄物処理法等に基づく維持管理項目により検査を行うこと。測定項目及び測定頻度は別表第4～6のとおりとし、実施後に検査結果を報告すること。また、測定項目が基準値を超えた場合、その原因を究明後、改善処置を実施し、速やかに報告すること。

- 2 受託者は、市最終処分場の処理水について、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の測定を行うこと。測定頻度は別表第7及び別表第8のとおりとし、実施後に検査結果を報告すること。
- 3 受託者は、特定一般廃棄物処理施設として指定されている市最終処分場を適切に維持管理するため、放射性物質汚染対処特措法に基づき、市最終処分場の放射線量測定を行うこと。測定する頻度及び箇所については、別表第9のとおりとし、実施後に測定結果を報告すること。

(物品の管理)

第23条 受託者は、市最終処分場の運転管理に要する燃料、消耗品、薬剤、油脂類の管理（契約、調達、支払を含む。以下「物品管理」という。）を行う。

- 2 物品管理は、適切な品質・規格のものとし、設備機器運転等に影響がないようにすること。
- 3 物品管理は、常に在庫を把握し、在庫不足による設備機器運転等に影響がないようにすること。
- 4 受託者は、物品管理について報告書を作成し、市に提出すること。

(各種機器の整備等)

第24条 受託者は、常に各種機器が正常に稼働するよう機器及び施設の清掃、さび止め、給油、油漏れ及び漏水の防止、各種損傷部分の取り換え等を行うこと。

- 2 受託者は、第19条第2項の巡視点検及び第20条第1項の監視で異常個所が発見された時は、直ちに市に報告するとともに、指示に基づき異常個所を修理し、機器の運転に支障がないようにすること。
- 3 受託者は、市最終処分場の設備等の経年劣化に起因する機能不全又は故障及び偶発的な故障に対して行う機能回復のための修繕、並びに設備等を良好な状態に維持または保全するために行う修繕を適切に実施しなくてはならない。
- 4 前3項の報告については、報告書を作成し市に提出すること。

(構造物等の維持管理)

第25条 受託者は、市最終処分場の敷地内にある建築物、土木構造物及びそれらの付帯設備並びに環境保全のための維持管理に努めなければならない。

2 受託者は、市最終処分場における日常の清掃・除草・剪定について計画表を作成し、市の承諾を得て実施するものとする。

(市民対応等)

第26条 受託者は、周辺住民からの苦情等があった場合のマニュアル等を策定し、対応するものとする。

2 受託者は、施設の見学者等に適切な説明ができるようにマニュアル等を作成し、対応を行うものとする。

#### 第4章 受託業務の引継等

(履行準備事務)

第27条 受託者は、管理運営包括的業務を実施するための履行準備実施計画書を作成し、契約締結日から14日以内に市の承諾を得ること。履行準備実施計画書には、現契約者からの引継スケジュール、引継実施体制を取りまとめること。

2 受託者は、契約締結後概ね1週間以内の市が指定する日程において、施設運転に関する教育指導を受けること。

3 受託者は、履行準備期間中に、必要に応じて市最終処分場の状況調査（竣工図及び埋め立て管理における留意事項の確認を含む）を行い、業務履行に支障のないよう努めること。

4 前3項についての経費は、受託者が負担するものとする。

(委託契約完了後の措置)

第28条 市は、本業務終了後も市最終処分場を継続して使用する予定である。受託者は、本業務終了後の市又は市が指定する第三者（以下「新受託者」という。）への業務引継ぎを可能とするため、次の各号に掲げる事項に協力するものとする。

(1) 新受託者の選定に際して、受託者が所有する本業務に係る資料の開示

(2) 新受託者への履行期間中の引継ぎ業務

(3) その他、新受託者の円滑な業務の開始に必要な支援

#### 第5章 その他

(賠償責任)

第29条 受託者は、本仕様書等に従って本業務を履行せず、市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償すること。

(法令等の変更)

第30条 受託者は、本業務の履行期間中に法令等の改正により本業務に合理的な追加費用が発生した場合、市に対して当該法令変更に伴う費用の詳細を報告し、追加費用の負担方法等

について、市と協議することができる。

(リスク分担)

第31条 本業務により予想されるリスクに対する市及び受託者の責任分担は、別表第10に示すとおりとする。

(委託料の支払い)

第32条 委託料の支払いは毎月払とし、委託料の総額の60分の1の金額とする。

2 受託者は第5条第4項の月間業務完了報告書の検査に合格したときは、前項の金額を市に請求するものとする。

3 市は前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(委託料の変更)

第33条 委託料の変更基準等は、以下のとおりとする。

(1) 委託料の額の変更は、本業務の委託料を構成する項目について、別表第11のとおり適応基準及び許容値を設定する。

(2) 変更した委託料の支払いは、各年度ではなく最終年度の最終月に精算するものとする。

(3) 各項目の許容範囲を超えた場合、委託料の変更の協議を行うことができる。

(4) 変更する委託料の算出は、受託者が行うものとする。

(5) 変更する委託料は、以下に示す算式を基本とする。

$$\text{令和〇年度の委託料} = \text{契約時の積算額} \times (1 + \text{変動率})$$

$$\text{変更する委託料額} = \text{令和〇年度の委託料} - \text{契約時の積算額}$$

2 本業務履行期間中に、以下に示すような状態により、契約内容及び委託金額に大幅な不都合、不合理が生じた場合には、市と受託者が協議して解決する。

(1) 法令等の強化により、遵守すべき性能基準を変更する必要がある場合

(2) 税制変更、急激なインフレーション又はデフレーション等により契約金額に著しい不相当が発生した場合

(3) 想定を超える著しい処理量の増減が発生した場合

(4) 第16条第2項の規定による業務内容の変更があった場合

(5) その他、委託料の精算が必要と認められる場合

(保険)

第34条 市は、災害等による本施設の損害を担保する目的で、本施設の建物及び据付機械を対象とした「全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済」に加入する。受託者は、本業務に伴うリスクに備えるため、第三者損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(入札参加条件)

第35条 入札参加条件については、次のとおりとする。

1 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「清掃施設工事業」及び

「機械器具設置工事業」に係る特定建設業の許可を有する者。

- 2 建設業法に規定する経営事項審査総合評定値通知書の経営状況（評点Y）が、入札公告日現在において 800 点以上である者。
- 3 入札公告日現在において、ISO9001（品質マネジメントシステム）及び ISO14001（環境マネジメントシステム）を有する者（本社のみでも可）。
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設（被覆型処分場）の建設実績（地方公共団体が発注した施設の元請であること。実績証明は、請負契約書、要求水準書、当該施設のカatalog等でも可）を有する者。
- 5 第 6 条、第 7 条及び第 8 条に記載した所要の資格・実務経験を有する、業務管理責任者、運転管理責任者、業務従事者を配置できる者。

（担当課）

第 3 6 条 担当課は、環境戦略部サーキュラーエコノミー課 とする。

別表第1 (第1条関係) 施設の概要

施設名称	那須塩原市一般廃棄物最終処分場		
所在地	那須塩原市西岩崎 331 番地 1		
敷地面積	93,454m <sup>2</sup>		
埋立面積	第1最終処分場:16,240m <sup>2</sup> 第2最終処分場:8,368m <sup>2</sup>		
埋立容積	第1最終処分場:92,704m <sup>3</sup> 第2最終処分場:76,000m <sup>3</sup>		
第1最終処分場			
稼働状況	水処理施設のみ稼働		
浸出水処理施設	処理能力	100m <sup>3</sup> /日	
	水処理方式	pH調整処理後、排水 ※放流水質基準超過時には、放流ポンプを停止し既存凝集沈殿処理を行い、放流ポンプ槽へ送水する。	
	放流先	下水道	
計画流入水質 計画処理水質	項目	計画流入水質	計画処理水質
	pH(-)	7.0~9.0	5.1~8.9
	BOD(mg/L)	230	600以下
	SS(mg/L)	300	600以下
	上記以外の項目	—	別表第5参照
フローシート 配置図	【添付資料3】図面(全体配置図、フローシート) 参照		
第2最終処分場			
稼働開始日	令和3年4月1日		
浸出水処理施設	処理能力	17m <sup>3</sup> /日	
	浸出水調整槽	120m <sup>3</sup>	
	水処理方式	Ca除去+生物処理+凝集沈殿+砂ろ過	
	汚泥処理方式	濃縮+貯留+脱水+場内埋立処分	
	プロセス用水	上水	
	散水用水	上水+雨水	
	放流先	下水道	
計画流入水質 計画処理水質	項目	計画流入水質	計画処理水質
	pH(-)	7.0~12.0	5.8~8.6
	BOD(mg/L)	70	20以下
	SS(mg/L)	200	10以下
	Ca <sup>2+</sup> (mg/L)	1,000	100以下(目標値)
	DXNs(pg-TEQ/L)	20	10以下
	上記以外の項目	—	別表第5参照
フローシート 配置図	【添付資料3】図面(全体配置図、フローシート) 参照		

別表第2（第14条関連）費用負担区分表

項目		内容	市	受託者
運 転 ・ 維 持 管 理	1	運転管理人件費等	基準労務単価:電工(R7・栃木県)	○
	2	施設事務経費		○
	3	燃料費	車両、重機等	○
	4	上下水道料金		○
	5	薬品料金		○
	6	電気料金		○
	7	脱水汚泥搬出処分	運搬及び処分(埋立地へ)	○
	8	砂ろ過ろ材		○
	9	活性炭		○
	10	覆土材	山砂	○
	11	監視カメラ	正常動作確認等	○
法 定 点 検 等	1	消防設備点検(第2)	外観点検(1回/6か月)、総合点検(1回/年)	○
	2	電気設備点検	自家用電気工作物保安管理業務(外部委託可)	○
	3	水質分析	別表第4～第8による	○
	4	放射線量測定	別表第9による	○
	5	重機法定点検料		○
	6	受水槽点検清掃(第2)	受水槽容量 0.75m3	○
保 守 ・ 補 修 関 係	1	施設清掃	運転員で実施可能な日常清掃とする	○
	2	場内環境整備	場内の立木、植木等の管理(添付資料5による)	○
			外構設備等(外灯等)の場内付帯設備	○※1
	3	建築物関連設備	別表第3のとおり	○
	4	槽内清掃	浸出水調整槽の浚渫清掃及び運搬・処分(埋立地へ)	○
	5	埋立処分地 (第1及び第2最終処分場)	埋立処分地の管理	○
			漏水検知器の定期点検(1回/年)	○
			漏水検知器等の機器整備	○※1
	6	処理施設機器整備	浸出水処理施設運転管理に必要な機器整備	○※2
7	緊急修繕	年間 200 万円以上の緊急修繕	○	
		年間 200 万円までの小破修繕	○	
8	事業系一般廃棄物処分	事業系一般廃棄物(月 1 回以上場外処分)	○	
9	その他、原材料、消耗品	油脂類、照明機器類消耗品、日常点検時使用する原材料、消耗品、その他	○	
保 険 関 係	1	施設賠償保険		○
	2	建物総合損害共済		○
	3	自動車損害共済		○
	4	労働災害総合保険		○
	5	企業総合賠償責任保険		○
そ の 他	1	車両	重機(保険料含む)	○
			ダンプ車(最大 2t、保険料含む)	○
	2	施設警備	機械警備(添付資料6による)	○
			機械警備通信料	○

※1 年間 200 万円までの緊急修繕(小破修繕)にて対応のこと。それ以外の修繕費については市と別途協議とする。

※2 契約前の故障機器についての修繕費は市の負担とする。

別表第3（第14条関係） 建築物及び建築設備費用負担区分表

項目		内容	市	受託者	
建築物	1	屋根	老朽化の補修・修理	○	
			機能低下の連絡または届出		○
	2	外壁	老朽化の補修・修理	○	
			機能低下の連絡または届出		○
	3	階段	老朽化の補修・修理	○	
			機能低下の連絡または届出		○
	4	内装 (天井、壁、床)	老朽化の補修・修理	○	
			機能低下の連絡または届出		○
	5	建具類	老朽化の補修・修理	○	
			機能低下の連絡または届出		○
建築設備	1	電気設備	故障・老朽化の補修・修理	○	
			故障内容の連絡または届出、補修・修理については市と別途協議		○※1
	2	通信設備	故障・老朽化の補修・修理	○	
			故障内容の連絡または届出、補修・修理については市と別途協議		○※1
	3	空調室内外設備	故障・老朽化の補修・修理	○	
			故障内容の連絡または届出、補修・修理については市と別途協議		○※1
	4	冷暖房設備	故障・老朽化の補修・修理	○	
			故障内容の連絡または届出、補修・修理については市と別途協議		○※1
	5	衛生機器設備	故障・老朽化の補修・修理	○	
			故障内容の連絡または届出、補修・修理については市と別途協議		○※1
	6	給水・排水設備	故障・老朽化の補修・修理	○	
			故障内容の連絡または届出、補修・修理については市と別途協議		○※1
	7	防災・消防設備	故障・老朽化の補修・修理	○	
			故障内容の連絡または届出、補修・修理については市と別途協議		○※1
8	その他 建築機器設備	故障・老朽化の補修・修理	○		
		故障内容の連絡または届出、補修・修理については市と別途協議		○※1	
9	駐車場	故障・老朽化の補修・修理	○		
		故障内容の連絡または届出、補修・修理については市と別途協議		○※1	
10	構内道路	故障・老朽化の補修・修理	○		
		故障内容の連絡または届出、補修・修理については市と別途協議		○※1	
11	外構	故障・老朽化の補修・修理	○		
		故障内容の連絡または届出、補修・修理については市と別途協議		○※1	
12	付帯する工作物 (倉庫等)	故障・老朽化の補修・修理	○		
		故障内容の連絡または届出、補修・修理については市と別途協議		○※1	
13	避雷針	故障・老朽化の補修・修理	○		
		故障内容の連絡または届出、補修・修理については市と別途協議		○※1	
14	その他 建築付帯設備	故障・老朽化の補修・修理	○		
		故障内容の連絡または届出、補修・修理については市と別途協議		○※1	

※1 故障機器及び老朽化設備の補修・修理に必要な修繕費については、年間200万円までは小破修繕で対応すること。  
それ以外の修繕費については市と別途協議とする。

別表第4（第22条関係） 浸出水の水質検査項目と測定頻度

No	測定項目	第1処分場	第2処分場
1	アルキル水銀化合物	年1回 5月実施	年1回 5月実施
2	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物		
3	カドミウム及びその化合物		
4	鉛及びその化合物		
5	有機リン化合物		
6	六価クロム化合物		
7	砒素及びその化合物		
8	シアン化合物		
9	ポリ塩化ビフェニル		
10	トリクロロエチレン		
11	テトラクロロエチレン		
12	ジクロロメタン		
13	四塩化炭素		
14	1,2-ジクロロエタン		
15	1,1-ジクロロエチレン		
16	シス-1,2-ジクロロエチン		
17	1,1,1-トリクロロエタン		
18	1,1,2-トリクロロエタン		
19	1,3-ジクロロプロペン		
20	チウラム		
21	シマジン		
22	チオベンカルブ		
23	ベンゼン		
24	セレン及びその化合物		
25	1,4-ジオキサン		
26	ほう素及びその化合物		
27	ふっ素及びその化合物		
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
29	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類含有量)		
30	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類含有量)		
31	フェノール類含有量		
32	銅含有量(銅及びその化合物)		
33	亜鉛含有量(亜鉛及びその化合物)		
34	溶解性鉄含有量(鉄及びその化合物(溶解性))		
35	溶解性マンガン含有量(マンガン及びその化合物(溶解性))		
36	クロム含有量(クロム及びその化合物)		
37	水素イオン濃度(pH)		
38	生物化学的酸素要求量(BOD)		
39	浮遊物質(SS)		
40	大腸菌数		
41	塩化物イオン		

別表第5（第22条関係） 処理水の水質検査項目と測定頻度

No	測定項目	排水基準	第1処分場	第2処分場
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	年1回 5月実施	年1回 5月実施
2	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005mg/L		
3	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L		
4	鉛及びその化合物	0.1mg/L		
5	有機リン化合物	1mg/L		
6	六価クロム化合物	0.02mg/L		
7	砒素及びその化合物	0.1mg/L		
8	シアン化合物	1mg/L		
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L		
10	トリクロロエチレン	0.1mg/L		
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L		
12	ジクロロメタン	0.2mg/L		
13	四塩化炭素	0.02mg/L		
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L		
16	シス-1,2-ジクロロエチン	0.4mg/L		
17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L		
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L		
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L		
20	チウラム	0.06mg/L		
21	シマジン	0.03mg/L		
22	チオベンカルブ	0.2mg/L		
23	ベンゼン	0.1mg/L		
24	セレン及びその化合物	0.1mg/L		
25	1,4-ジオキサン	0.5mg/L		
26	ほう素及びその化合物	50mg/L		
27	ふっ素及びその化合物	15mg/L		
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200mg/L		
29	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類含有量)	5mg/L		
30	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類含有量)	30mg/L		
31	フェノール類含有量	5mg/L		
32	銅含有量(銅及びその化合物)	3mg/L		
33	亜鉛含有量(亜鉛及びその化合物)	2mg/L		
34	溶解性鉄含有量(鉄及びその化合物(溶解性))	10mg/L		
35	溶解性マンガン含有量(マンガン及びその化合物(溶解性))	10mg/L		
36	クロム含有量(クロム及びその化合物)	2mg/L		
37	水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6		
38	生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg/L		
39	浮遊物質(SS)	10mg/L		
40	大腸菌数	800CFU/mL		

別表第6（第22条関係） 地下水の水質検査項目と測定頻度

No	測定項目	基準値	上流側	下流側
1	アルキル水銀	検出されないこと	年1回 5月実施	年1回 5月実施
2	総水銀	0.0005mg/L		
3	カドミウム	0.003 mg/L		
4	鉛	0.01 mg/L		
5	六価クロム	0.02 mg/L		
6	砒素	0.01 mg/L		
7	全シアン	検出されないこと		
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと		
9	トリクロロエチレン	0.01 mg/L		
10	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L		
11	ジクロロメタン	0.02 mg/L		
12	四塩化炭素	0.002 mg/L		
13	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L		
14	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L		
15	1,2-ジクロロエチン	0.04 mg/L		
16	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L		
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L		
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L		
19	チウラム	0.006 mg/L		
20	シマジン	0.003 mg/L		
21	チオベンカルブ	0.02 mg/L		
22	ベンゼン	0.01 mg/L		
23	セレン	0.01 mg/L		
24	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L		
25	クロロエチレン	0.002 mg/L		
26	電気伝導率	-	年12回	年12回
27	塩化物イオン	-	毎月実施	毎月実施
28	水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6	-	年12回 毎月実施
29	生物化学的酸素要求量(BOD)	60mg/L		
30	化学的酸素要求量(COD)	90mg/L		
31	浮遊物質(SS)	60mg/L		
32	大腸菌数	800CFU/mL		

別表第7（第22条関係）

処理水のダイオキシン類測定頻度

測定項目	排出基準	第1処分場	第2処分場
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L	年1回 8月実施	年1回 8月実施

※ ダイオキシン類特別措置法に基づく排出基準とする。

別表第8（第22条関係）

地下水のダイオキシン類測定頻度

測定項目	基準値	上流側	下流側
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L	年1回 8月実施	年1回 8月実施

※ ダイオキシン類特別措置法に基づく環境基準とする。

別表第9（第22条関係）

放射性物質汚染対処特措法に基づく放射線量測定

測定項目	測定頻度	測定箇所	測定高さ
空間放射線量	週1回	7地点【添付資料4参照】	地上100cm

※ 計測器の準備も受託者の範囲とする。

別表第10（第31条関係）リスク分担表

区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	受託者
共通	法制度の変更リスク	本業務に直接関係する法制度の変更	○	
		廃棄物処理法、悪臭防止法等関係法令に基づく基準等	○	
	事故発生のリスク	受託者の責による事故の発生		○
		上記以外(不可抗力)によるもの	○	
	第三者賠償リスク	受託者の責による周辺環境への影響に関すること		○
		上記以外のもの	○	
	住民対応	運営、維持管理業務等に関する住民からの苦情、要望に関するもの	○	
		上記に係る初期対応、受託者の責による住民対応		○
	業務の変更、中止、延期等に関するリスク	市からの指示によるもの	○	
		市の債務不履行によるもの	○	
		受託者の債務不履行によるもの		○
		受託者が行う運営、維持管理業務等に必要な許認可等の遅延によるもの		○
		受託者の責による業務放棄、破綻によるもの		○
不可抗力による損害リスク	天災等による事業変更または中止、延期	○		
機能維持リスク	本業務終了時における施設の処理性能の確保		○	
セキュリティ	情報漏洩、犯罪の発生		○	
運転・維持管理	業務内容変更のリスク	業務内容等の変更に関するもの	○	
	業務計画記載事項の履行	業務計画の不履行		○
	処理量・性状等の変動リスク	質的・量的変動等によるもの 別表第11に定める一定の範囲を超えるもの	○	
		質的・量的変動等によるもの 別表第11に定める一定の範囲を超えないもの		○
	環境保全リスク	受託者の責による事故、災害の発生及び周辺環境への影響		○
	経費の上昇リスク	市の責による業務内容の変更等に起因する経費の増大によるもの	○	
		受託者の責による経費の増大によるもの		○
	物価変動リスク	本業務開始後、別表第11に定める一定の範囲を超えるもの	○	
		本業務開始後、別表第11に定める一定の範囲を超えないもの		○
	施設の損傷リスク	不可抗力によるもの(災害・事故・老朽化等)	○	
受託者によるもの			○	
性能保証事項の達成	委託仕様書に定める要求水準の未達成		○	
	不可抗力による要求水準の未達成	○		
補修	突発補修費の増大	市の責または要求による修繕費等の増加(年間200万円以上)	○	
		受託者による責または年間200万円までの補修費等		○
	修繕等の遅延又は修繕等による施設の損害	市によるもの	○	
		受託者によるもの		○

別表第 1 1 (第 3 3 条関係) 委託料の変更基準表

対象	適応事項	基準年月等	基準値 (許容範囲)
第1処分場 浸出水処理量	処理量	18,236.5m <sup>3</sup> /年 (R5,6 年度実績平均)	±5% <sup>※1</sup>
第2処分場 浸出水処理量	処理量	17m <sup>3</sup> /日	±5% <sup>※1</sup>
薬品費	企業物価指数 (化学製品(確報値))	契約月	±1.5%
燃料費	企業物価指数 (石油石炭製品(確報値))	契約月	±1.5%
修繕費	企業向けサービス価格指数 (機械修理)	契約月	±1.5%
人件費	国土交通省 公共工事設計労務単価 (栃木県:電工)	契約月	±1.5%
消費税	消費税の増減	契約月	増減率とする

※1 処理量に±5%以上の増減が生じた場合は、市と受託者が委託費変更に関する協議を行う。

なお、増減した処理量から薬品使用量の想定は困難なため、実際の使用量に沿った精算方法を協議するものとする。

添付資料1 浸出水処理量実績、ユーティリティー実績

【第1最終処分場】

(1) 埋立処分地搬入量実績

項目	搬入量 (t/年)
令和5年度	740
令和6年度	378
平均	559

(2) 浸出水処理量実績

項目	浸出水放流量 (m3/年)	浸出水原水量 (m3/年)	電力使用量 (kW/年)	水道量 (m3/年)
令和5年度	15,688	14,810	72,110	443.5
令和6年度	20,785	20,840	71,040	551.5
平均	18,236.5	17,825	71,575	497.5

(3) 薬品使用量実績

項目	スケール分散剤 (kg/年)	苛性ソーダ 粉末 (kg/年)	凝集助剤 No.1 (kg/年)	凝集助剤 No.2 (kg/年)	硫酸 75% (kg/年)
令和5年度	94.1	0	0.62	0.57	962.9
令和6年度	141.2	0	1.2	1.12	1,355.1
平均	117.7	0	0.91	0.85	1,159

項目	りん酸 89% (kg/年)	ポリ硫酸第二鉄 (kg/年)
令和5年度	3.2	1,440.1
令和6年度	4.2	2,620.7
平均	3.7	2,030.4

※銘柄及び納入ロットの指定はありません。

## 【第2 最終処分場】

### (1) 埋立処分地搬入量

項目	搬入量 (t/年)
令和5年度	3,699
令和6年度	4,504
平均	4,102

### (2) 浸出水処理量

項目	浸出水放流量 (m3/年)	浸出水原水量 (m3/年)	電力使用量 (kW/年)	水道量 (m3/年)
令和5年度	5,661.54	5,586.33	64,613.2	559.07
令和6年度	13,337.89	4,976.49	62,420.2	1,292.41
平均	94,997.72	5,281.41	63,516.7	925.74

### (3) 薬品年間使用量

項目	炭酸ソーダ (kg/年)	希硫酸 75% (kg/年)	苛性ソーダ 25% (kg/年)	塩化第二鉄 38% (kg/年)	りん酸 75% (kg/年)
令和5年度	1,400	318.8	5,714.4	9,943	0
令和6年度	0	671.4	4,993.2	9,317	0
平均	700	495.1	5,353.8	9,630	0

項目	スケール分散剤 (kg/年)	凝集助剤 (kg/年)	脱水助剤 (kg/年)
令和5年度	132.4	16	19
令和6年度	219	15	0
平均	157.7	15.5	9.5

※本委託内では、脱水設備を運転しないものとするため脱水助剤は含まれません。  
 銘柄及び納入ロットの指定はありません。

添付資料 2 整備実績（第 1 及び第 2 最終処分場）

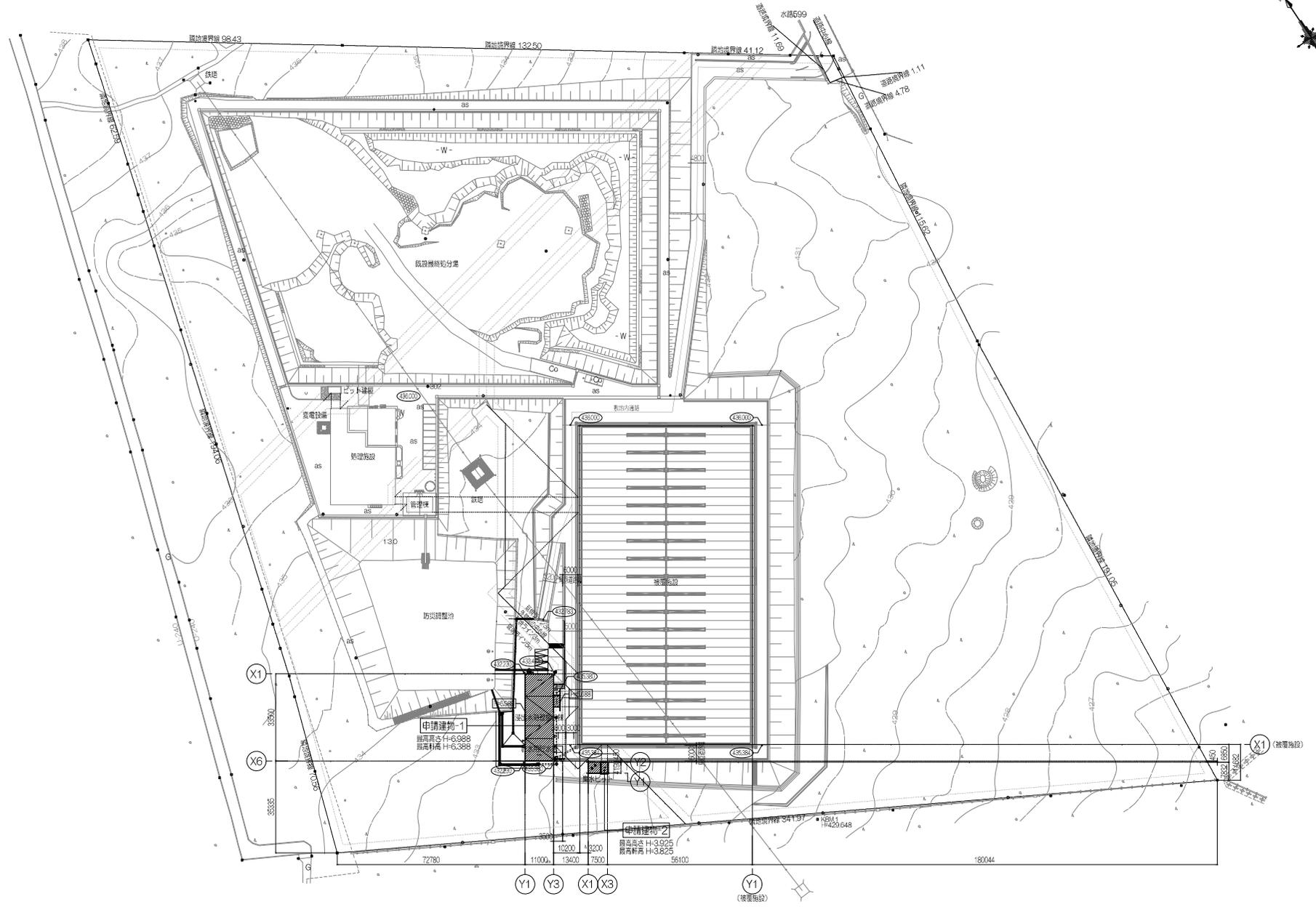
第 1 最終処分場の令和 3 年度から令和 6 年度までの整備実績等を以下に示す。

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
<b>【機器修繕】</b>				
原水ポンプ No.1 更新	○			
揚水ポンプ No.1 更新		○		
揚水ポンプ No.2 更新			○	
原水移送ポンプ No.1 更新	○			
ろ過原水ポンプ No.1 更新			○	
ろ過原水ポンプ No.2 更新				○
放流ポンプ No.1 更新		○		○
放流ポンプ No.2 更新				
排泥ポンプ更新		○	○	
水中ポンプ引き上げ年次点検	○	○	○	○
No.1 硫酸注入ポンプ更新			○	
回転円板 No.2 整備		○		
急速ろ過塔ろ材交換		○		
高度処理複動三方弁交換(1 か所)	○			
活性炭吸着塔 No.1 活性炭交換	○			
活性炭吸着塔 No.2 活性炭交換		○		
PH 計更新				○
<b>【その他】</b>				
調整槽 No.1 清掃		○		○
調整槽 No.2 清掃	○		○	

第 2 最終処分場の令和 3 年度から令和 6 年度整備実績等を以下に示す。

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
<b>【機器修繕】</b>				
浸出水取水ポンプ No.1 更新				○
浸出水取水ポンプ No.2 更新				○
浸出水調整槽攪拌装置整備			○	
ろ過原水ポンプ No.2 更新			○	
砂ろ過塔ろ材交換				○
汚泥脱水機整備			○	
<b>【その他】</b>				
浸出水集水ピット清掃			○	
浸出水調整槽清掃				○
漏水検知システム点検	○	○	○	○
埋立処分場ガス検知器点検	○	○	○	○

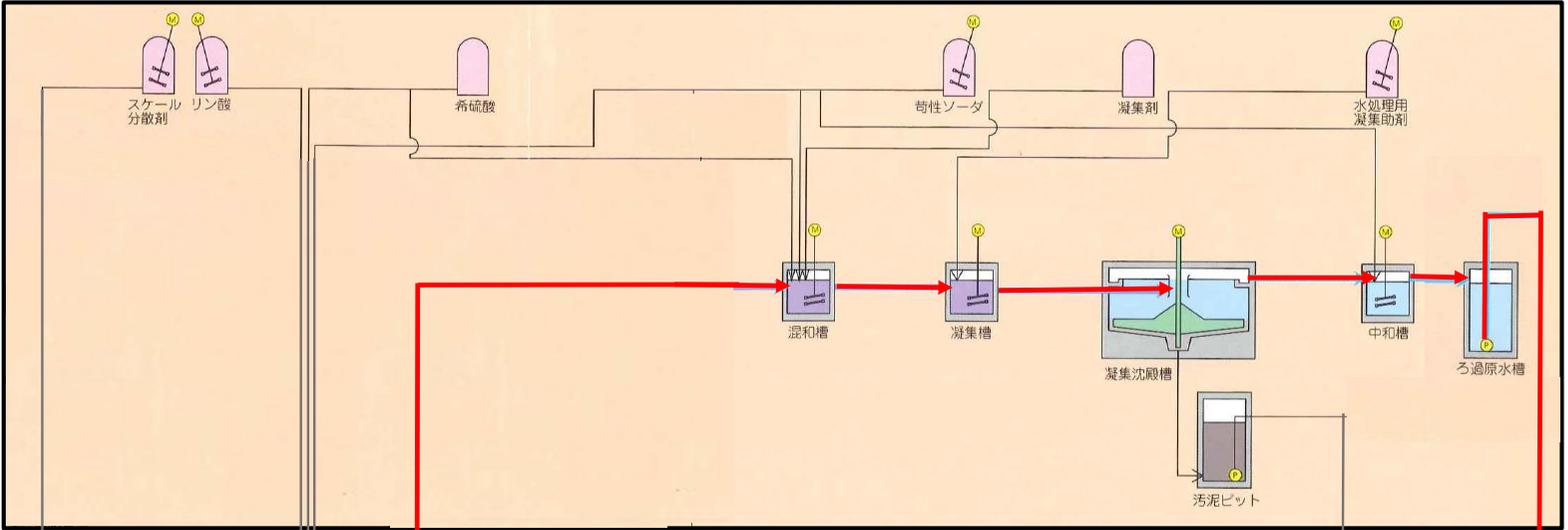
添付資料3 図面  
全体配置図



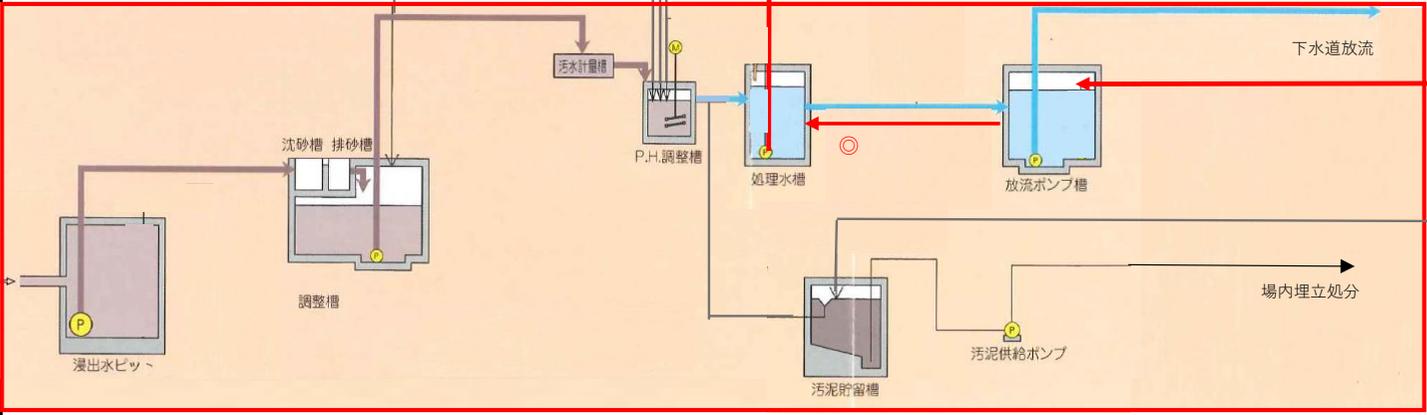
工事名	群馬県中業第一号商業施設 機械貯分庫 設計・施工管理施設	設計	図面No.
製 名	配置図	設計	
		縮尺	

添付資料 3  
第1浸出水処理施設 フローシート

既存施設

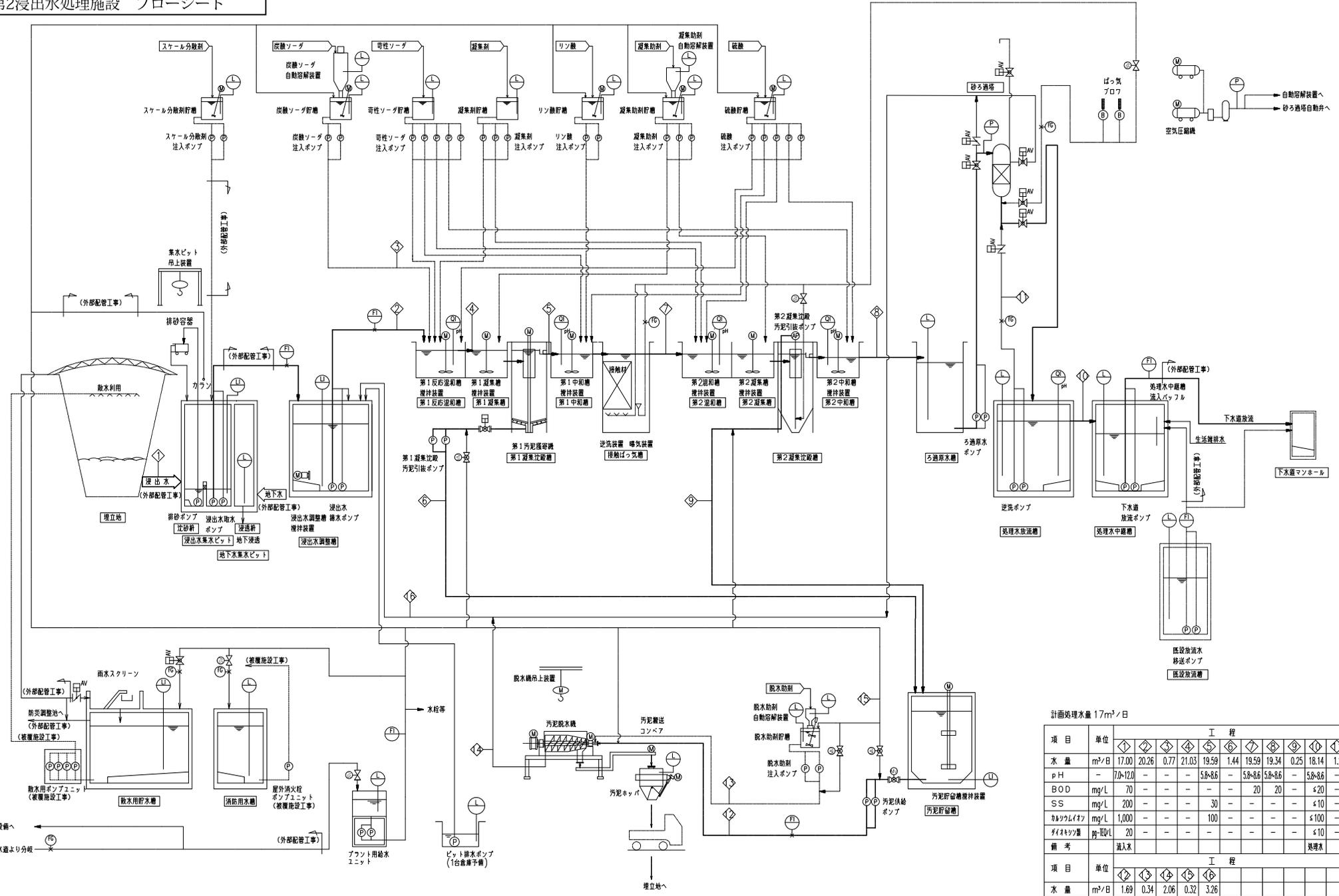


新規施設



◎：基準値超過時には放流ポンプを停止し既存凝集沈殿処理設備で凝集沈殿処理を行い、放流ポンプ槽へ送水する。  
放流ポンプ槽で水質を確認し、全ての項目で基準値内を満足することを確認のうえ、排水を再開する。

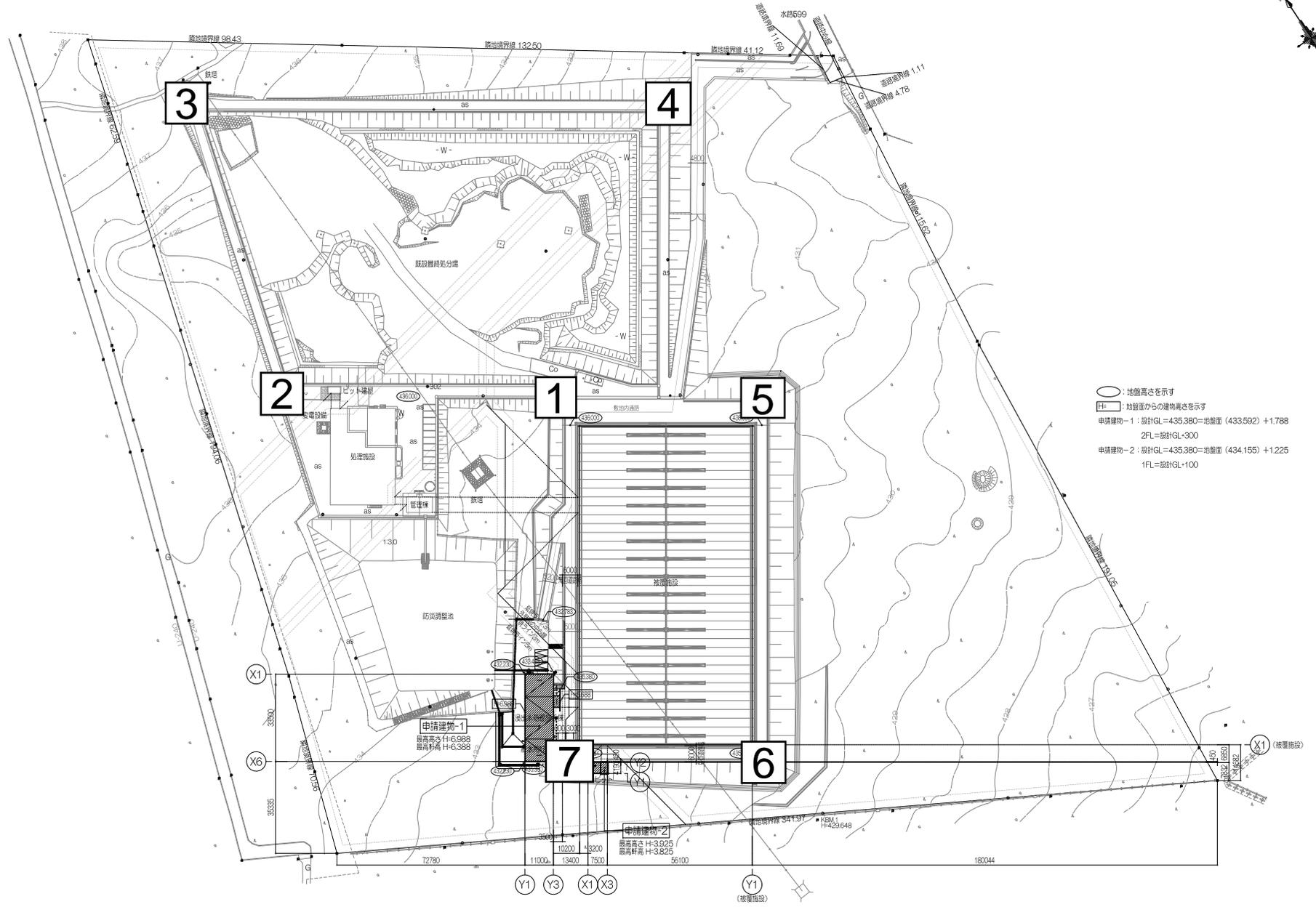
添付資料3 図面  
第2浸出水処理施設 フローシート



計画処理水量 17m<sup>3</sup>/日

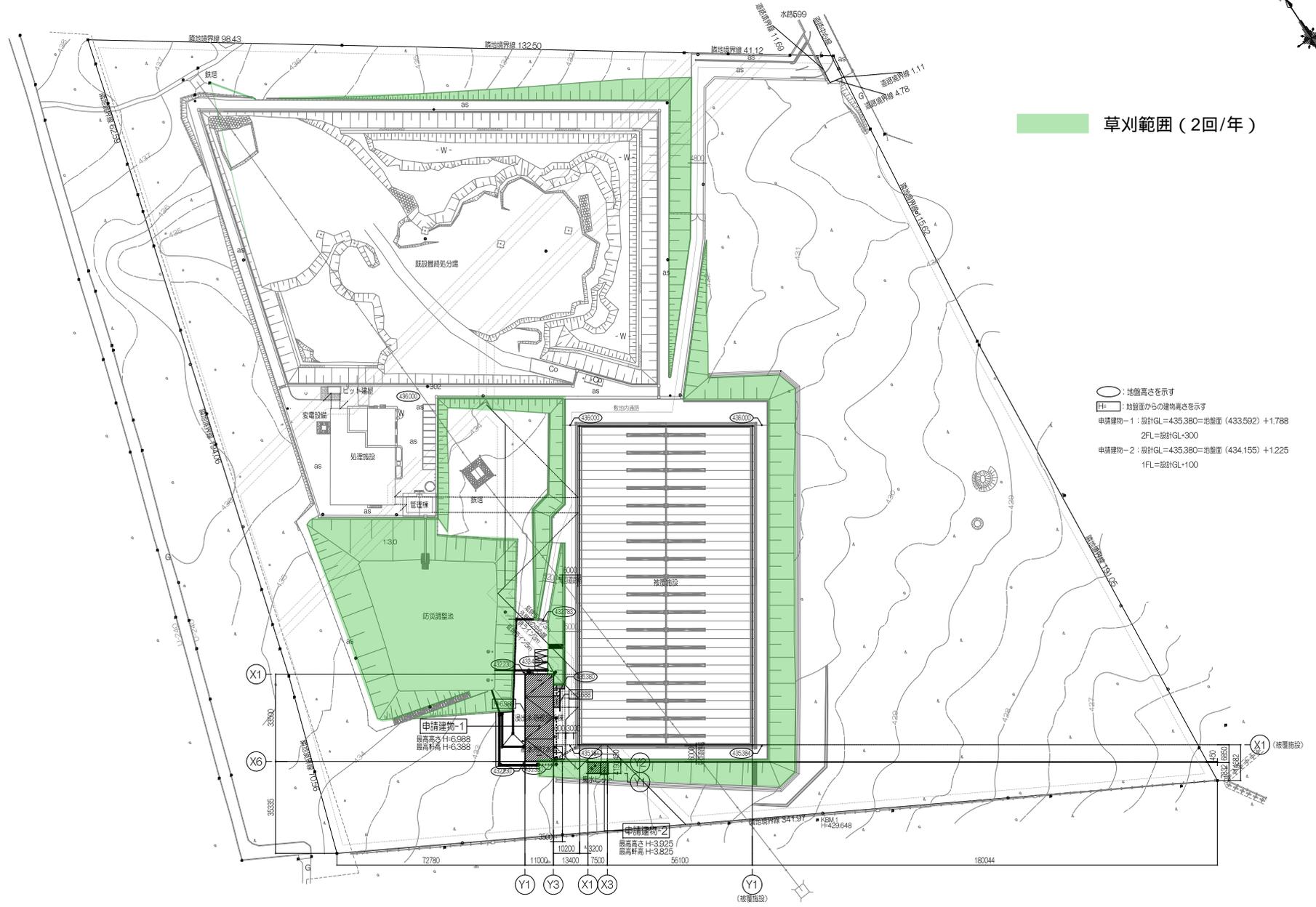
項目	単位	工程										
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
水量	m <sup>3</sup> /日	17.00	20.26	0.77	21.03	19.59	1.44	19.59	19.34	0.25	18.14	1.20
pH	-	7.0~12.0	-	-	5.8~8.6	-	5.8~8.6	5.8~8.6	-	5.8~8.6	-	
BOD	mg/L	70	-	-	-	20	20	-	≤20	-	-	
SS	mg/L	200	-	-	30	-	-	-	≤10	-	-	
カミツムイソ	mg/L	1,000	-	-	100	-	-	-	≤100	-	-	
イオネン量	mg/L	20	-	-	-	-	-	-	≤10	-	-	
備考												処理水
項目	単位	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
水量	m <sup>3</sup> /日	1.69	0.34	2.06	0.32	3.26						

# 添付資料4 放射線量測定箇所



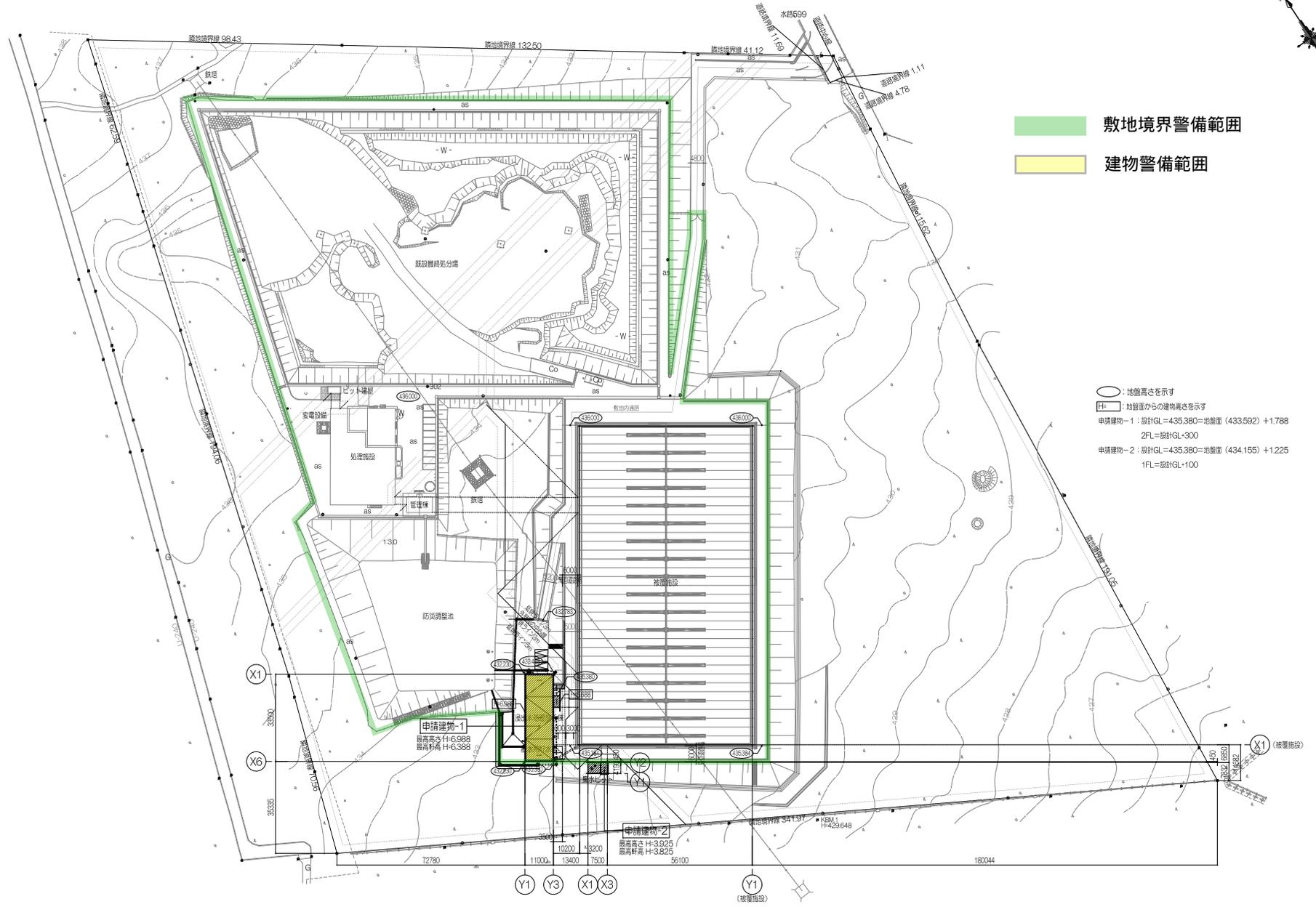
工事名	形勢違順市街第一般廃棄物 最終処分場、浸出処理施設	設計	図面No.
製名	配置図	設計	
		縮尺	

# 添付資料5 植栽管理範囲



工事名	那須塩原市東二丁目開発地 農林分譲、浸出処理施設	設計	図面No.
製名	配置図	設計	
		縮尺	

# 添付資料6 機械警備範囲

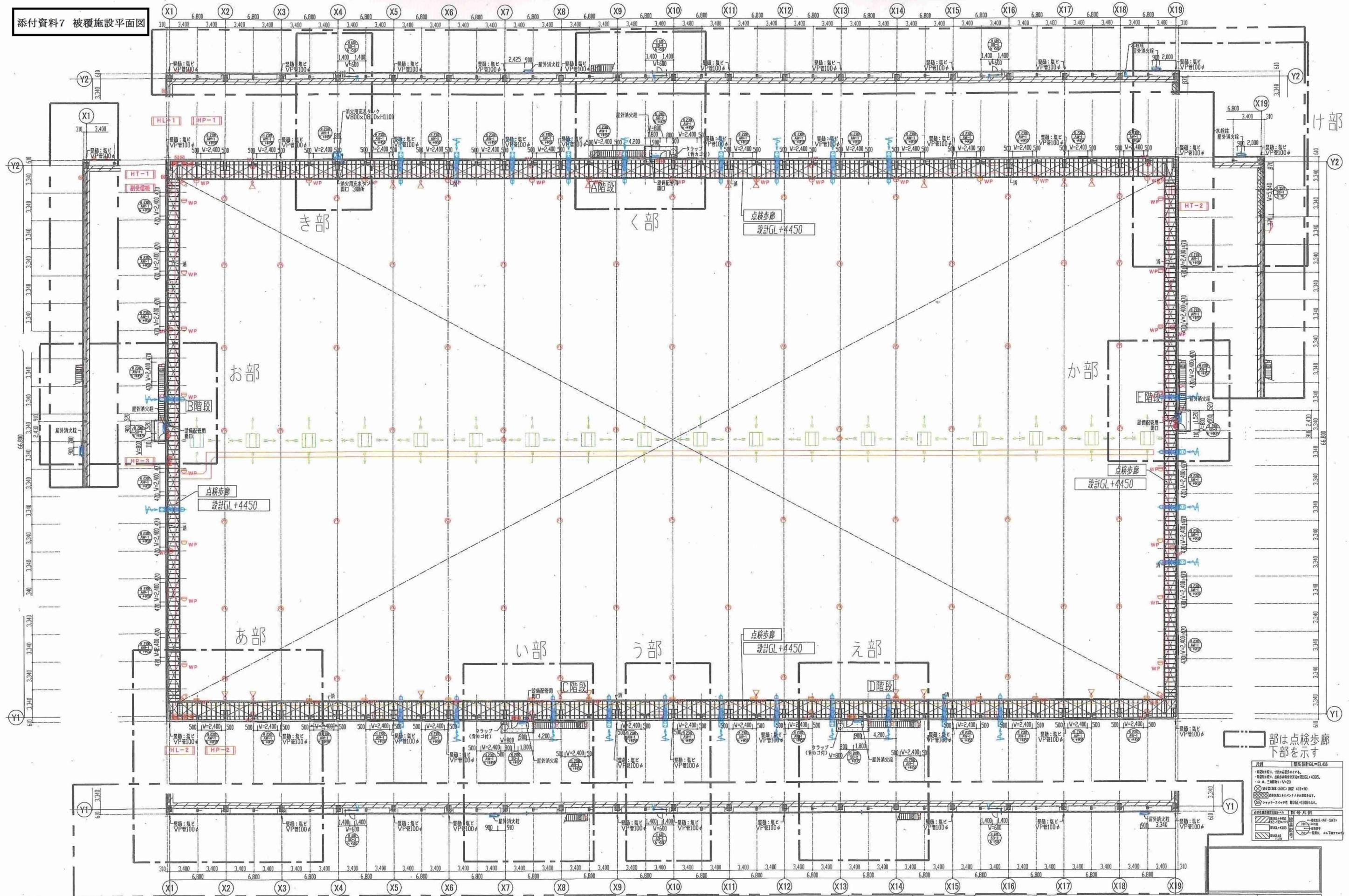


敷地境界警備範囲  
建物警備範囲

○：地盤高を示す  
 [E]：地盤面からの建物高を示す  
 申請建物-1：設計GL=435.380=地盤面(433.592)+1.788  
 2FL=設計GL-300  
 申請建物-2：設計GL=435.380=地盤面(434.155)+1.225  
 1FL=設計GL-100

工事名	形須富原市東二一般廃棄物 最終処分場、浸出液処理施設	設計	図面No.
製名	配置図	設計	
		縮尺	

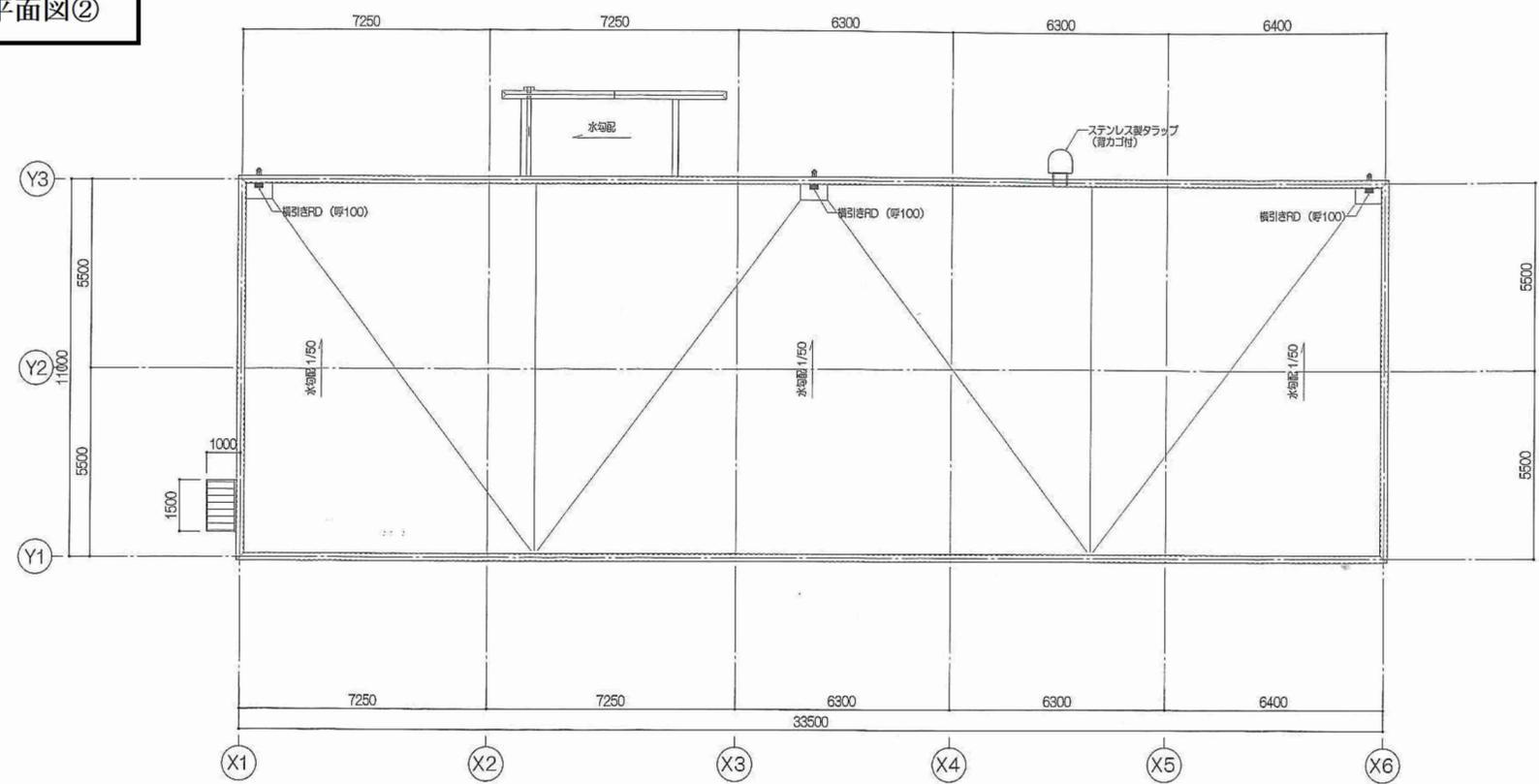
添付資料7 被覆施設平面図



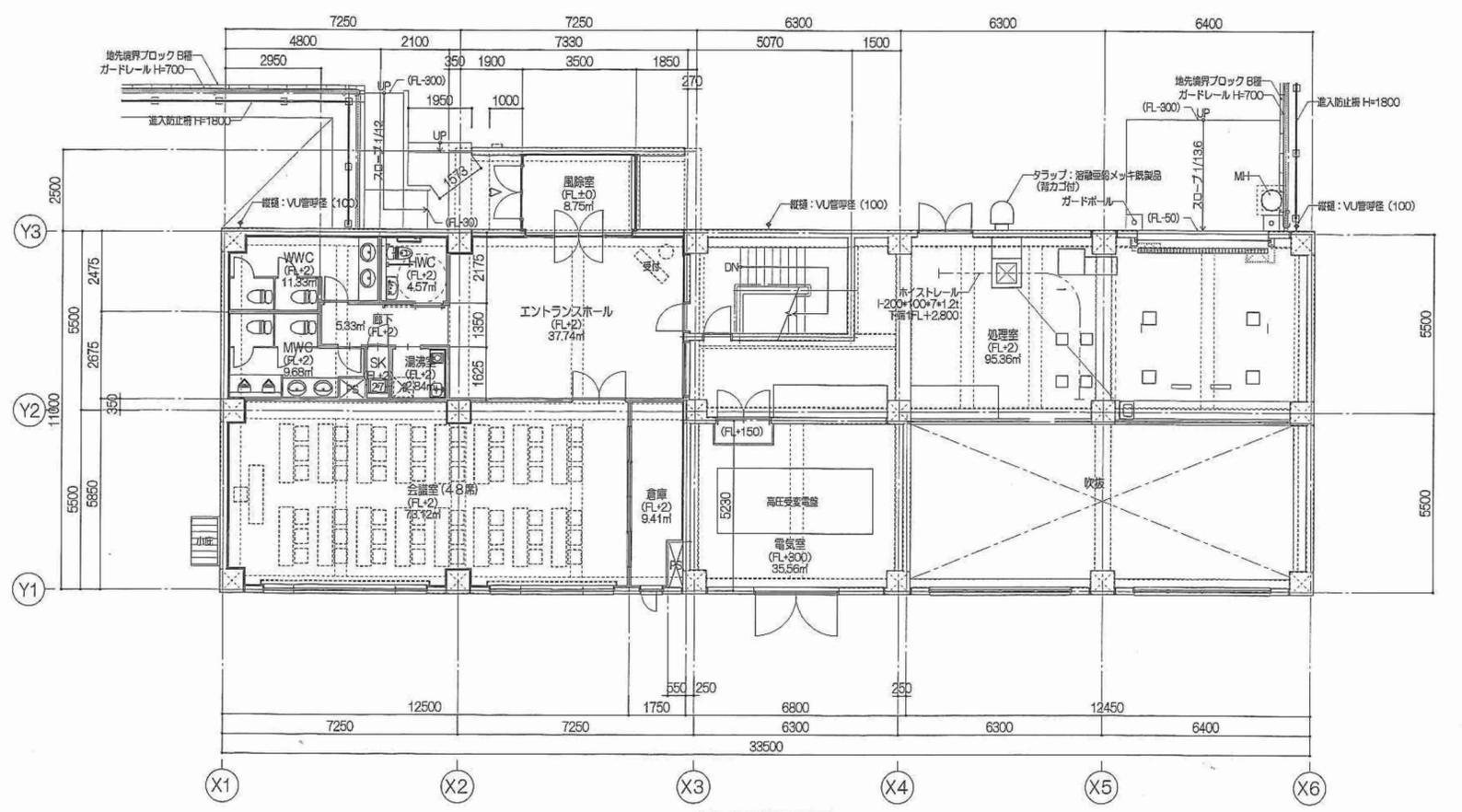
日付	項目	工事名	図名	縮尺	図面番号
		那須塩原市第2一般廃棄物最終処分場整備工事	平面詳細全体総合図		



添付資料9 第2処分場浸出水処理施設棟平面図②



屋根伏図



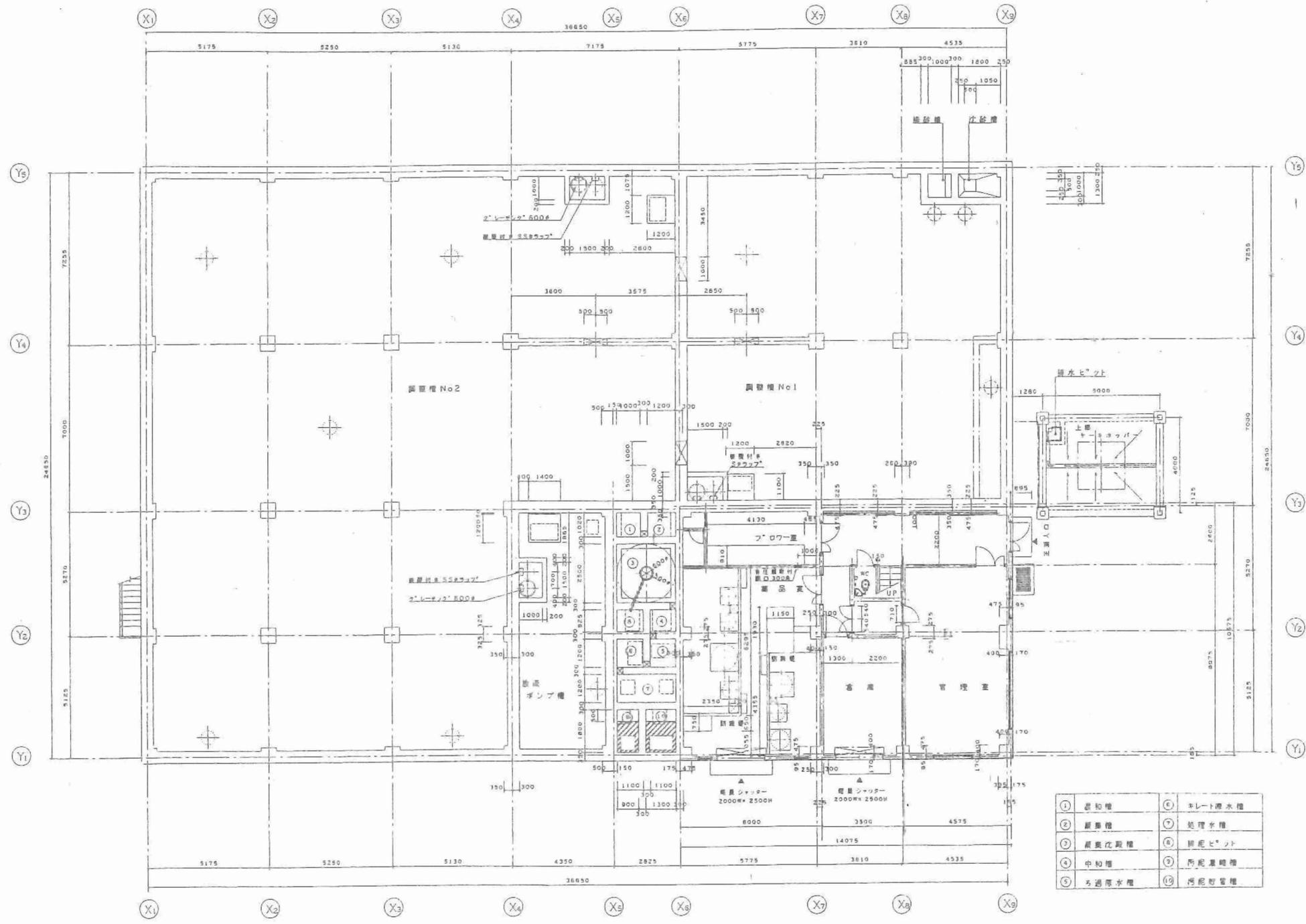
2階平面図



工事名	那須塩原市第2一般廃棄物最終処分場 浸出水処理施設整備工事	図面No.
図名	2階平面図・屋根伏図	縮尺

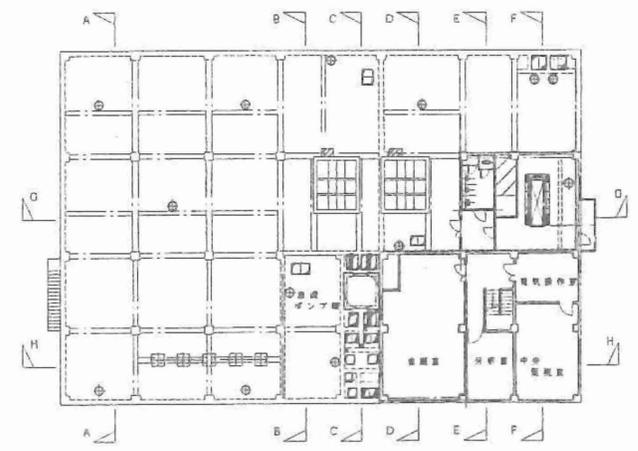


添付資料11 第1処分場水処理施設平面図②



① 蓄水槽	⑥ ネット濾水機
② 調整槽	⑦ 処理水機
③ 調整化設備	⑧ 排水タンク
④ 中継槽	⑨ 汚泥集積槽
⑤ ろ過水機	⑩ 汚泥貯留槽

J F 平面図 S=1/100



キープラン

工事名	熊本市一歩成田村排水処理場 排水処理施設建設工事
図面名称	J F 平面図
縮尺	図面番号
平成 年 月 日	
設計者	